

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和5年10月13日・東京都条例第86号

第1 概要

1 改正理由

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、対象事業所における再生可能エネルギー等の使用量の把握及び報告を義務付けるとともに、優良特定地球温暖化対策事業所の認定を省エネルギー化に加え再生可能エネルギーの利用も含めたゼロエミッション化への取組として評価するため規定を整備する。
- (2) 地球温暖化対策報告書制度について、都が示す達成水準を踏まえ、事業者が省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用拡大に関する目標を設定し、達成状況を報告することとするため規定を整備する。
- (3) その他所要の規定整備を行う。

第2 施行日

令和7年4月1日。ただし、第1 2(1)の一部の規定は公布の日

第3 問合せ先

1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

環境局気候変動対策部総量削減課事業活動担当

直通 03-5388-3487

2 地球温暖化対策報告書制度関係

環境局気候変動対策部総量削減課温暖化対策報告書担当

直通 03-5388-3517